

軽自動車税のグリーン化特例(軽課)について

令和4年度課税において、三輪以上の軽自動車で、排出ガスの性能及び燃費性能の優れた車両については、グリーン化特例(軽課)を適用します。グリーン化特例(軽課)とは、一定の環境性能を満たす車両について、取得した翌年度分に限り税率を軽減するものです。

対象者	初回新規登録等
	令和3年4月1日～令和5年3月31日
電気自動車・天然ガス自動車(※1)	概ね75%軽減

※1 平成21年排出ガス規制10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合

軽減が適用された車両の税率(年額)は次のとおりです。

車両区分	グリーン化特例(軽課)適用の車両	特例適用外の車両
	概ね75%軽減	
三輪の軽自動車	1,000円	3,900円
四輪の軽自動車	乗用自家用	10,800円
	乗用営業用	6,900円
	貨物用自家用	5,000円
	貨物用営業用	3,800円

* 燃費基準の達成状況については、自動車検査証(車検証)をご覧ください。